

重要事項説明書別紙

【特別養護老人ホームあやめの里利用料金】 2026 年 8 月 1 日現在

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

(1) ユニット型介護老人福祉施設（1ヶ月あたりについては31日の月の概算）

●自己負担が1割

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度単位		670	740	815	886	955
加算 /日	日常生活継続支援加算Ⅱ ※1	46				
	看護体制加算Ⅰイ ※2	6				
	栄養マネジメント強化加算 ※3	11				
	テクノロジー導入による夜勤職員配置加算Ⅱ ※4	27				
①	1日あたりの単位数	760	830	905	976	1,045
②	1月あたりの単位数（①×31）	23,560	25,730	28,055	30,256	32,395
③	生産性向上推進体制加算Ⅱ（月ごと） ※5	10				
④	協力医療機関連携加算Ⅰ（月ごと） ※6	50				
⑤	科学的介護推進体制加算（月ごと） ※7	50				
⑥	1月あたりの単位数（②+③+④+⑤）	23,670	25,840	28,165	30,366	32,505
⑦	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ（⑥×17.6%） ※8	4,165	4,547	4,957	5,344	5,720
⑧	1月あたりの単位数合計（⑥+⑦）	27,835	30,387	33,122	35,710	38,225
⑨	1月あたりの総額（⑧×10,14円）	282,246円	308,124円	335,857円	362,099円	387,601円
⑩	1月あたりで介護保険から給付される金額（⑨の9割）	254,021円	277,311円	302,271円	325,889円	348,840円
⑪	1月あたりの自己負担額（⑨-⑩）	28,225円	30,813円	33,586円	36,210円	38,761円
⑫	1月あたりの食費（第4段階） ※9	55,800円（1,800円/日）				
⑬	1月あたりの居住費（第4段階） ※10	93,000円（3,000円/日）				
1月あたりの費用の合計（⑪+⑫+⑬）		177,025円	179,613円	182,386円	185,010円	187,561円

- ※1 一定の条件の下、介護福祉士を手厚く配置し、入所者の日常生活を継続支援していることによる加算
- ※2 常勤の看護師を配置し、また看護職員を手厚く配置していること等による加算
- ※3 管理栄養士による継続的な栄養管理による加算
- ※4 見守り機器を導入し、夜勤を行う職員を手厚く配置していることによる加算
- ※5 ICTや介護機器の活用による職員の負担軽減のための加算
- ※6 連携病院との情報共有のための加算
- ※7 厚生労働省へのデータへの情報提供とPDCAサイクルによるサービス実施による加算
- ※8 介護職員等の処遇改善に取り組む事業所に対する加算
- ※9 食費は外出等で欠食される場合でも、1日単位で計算されます
- ※10 外泊や入院をされた場合、「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方であっても、上記居住費（3,000円）をお支払いいただきます。

※ 当施設利用料概算は1頁の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

初期加算		31 円/日	入所した日から30日間。30日以上入院後の再入所の場合も同様。
安全対策体制加算		21 円/日	安全対策に対する取組の実施体制のための加算（入所時1回）
外泊加算		250 円/日	入院または外泊された場合（月6日間限度）
経口移行加算		29 円/日	経管栄養の方に対し、経口移行計画及び医師の指示に基づき、管理栄養士による栄養管理及び看護職員が支援を行った場合
経口維持加算	I	406 円/月	摂食機能障害のある方に対し、経口維持計画及び医師の指示に基づき、管理栄養士が栄養管理を行った場合
	II	102 円/月	上記Iを算定している場合であって、継続的な食事摂取を支援する会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士等が参加している場合
再入所時栄養連携加算		203 円/回	医療機関に入院し、再入所時に特別食等を必要とする場合であって、医療機関の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養管理を行った場合
褥瘡マネジメント加算	I	3 円/月	褥瘡の発生を予防するために、褥瘡の発生リスクのある方に対して、定期的に評価し計画的な管理を行った場合
	II	13 円/月	上記Iの算定要件を満たしている施設において、入所時等の評価の結果、褥瘡の発生リスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がない場合
看取り介護加算	死亡日当日	1,298 円/日	医師の判断の下、終末期である利用者の看取り介護を行った場合
	死亡日前日、前々日	690 円/日	
	死亡日4日～30日前	146 円/日	
	死亡日31日～45日前	73 円/日	
若年性認知症入所者受入加算		122 円/日	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合
口腔衛生管理加算	I	92 円/月	歯科衛生士により口腔ケアを月2回以上行った場合
	II	112 円/月	上記Iの要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、必要な情報を活用している場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算		203 円/日	行動・心理症状のある認知症利用者を緊急に受け入れた場合（7日を限度）
退所時等 相談援助加算	退所前訪問相談援助加算	467 円/回	入所者の退所前に、入所者およびその家族等に対して相談援助を行った場合（入所中1～2回を限度）
	退所後訪問相談援助加算	467 円/回	入所者の退所後に、入所者およびその家族等に対して相談援助を行った場合（退所後1回を限度）
	退所時相談援助加算	406 円/回	入所者およびその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村等に必要な情報を提供した場合（入所者1人につき1回を限度）
	退所前連携加算	507 円/回	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合（入所者1人につき1回を限度）
	退所時情報提供加算	254 円/回	入所者が退所後、医療機関に入院する場合に、医療機関に入所者についての情報提供や紹介を行った場合（入所者1人につき1回を限度）

(2) 居住費・食費と段階別自己負担上限額（1日あたり）

利用者負担段階	所得区分		居住費	食費
第1段階	生活保護受給者		880円	300円
	住民税 非課税 世帯	老齢福祉年金受給者		
第2段階		年金収入等80万円以下	880円	390円
第3段階①		年金収入等80万円超120万円以下	1,370円	680円
第3段階②		年金収入等120万円超	1,470円	1,420円
第4段階	上記以外の方		3,000円	1,800円

※ 住民税非課税世帯の方については上記のとおり軽減が受けられますが、

配偶者が住民税課税者である場合や、預貯金額が一定の基準を超える場合は対象外になります。

(3) 保険給付外サービス利用料金

		利用者負担金	備 考
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	貴重品管理	1ヶ月あたり 1,000円	
	理髪・美容	実費	近隣の理髪店、美容院または移動散髪店をご利用していただいております。
	クリーニング代	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	インフルエンザ等の予防接種料等	実費	
	施設内喫茶の費用	実費	
	利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。

重要事項説明書別紙

【特別養護老人ホームあやめの里利用料金】 2026 年 8 月 1 日現在

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

(1) ユニット型介護老人福祉施設（1ヶ月あたりについては31日の月の概算）

●自己負担が2割（一定以上の所得のある方）

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度単位		670	740	815	886	955
加算 /日	日常生活継続支援加算Ⅱ ※1	46				
	看護体制加算Ⅰイ ※2	6				
	栄養マネジメント強化加算 ※3	11				
	テクノロジー導入による夜勤職員配置加算Ⅱ ※4	27				
①	1日あたりの単位数	760	830	905	976	1,045
②	1月あたりの単位数（①×31）	23,560	25,730	28,055	30,256	32,395
③	生産性向上推進体制加算Ⅱ（月ごと） ※5	10				
④	協力医療機関連携加算Ⅰ（月ごと） ※6	50				
⑤	科学的介護推進体制加算（月ごと） ※7	50				
⑥	1月あたりの単位数（②+③+④+⑤）	23,670	25,840	28,165	30,366	32,505
⑦	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ（⑥×17.6%） ※8	4,165	4,547	4,957	5,344	5,720
⑧	1月あたりの単位数合計（⑥+⑦）	27,835	30,387	33,122	35,710	38,225
⑨	1月あたりの総額（⑧×10,14円）	282,246円	308,124円	335,857円	362,099円	387,601円
⑩	1月あたりで介護保険から給付される金額（⑨の8割）	225,796円	246,499円	268,685円	289,679円	310,080円
⑪	1月あたりの自己負担額（⑨-⑩）	56,450円	61,625円	67,172円	72,420円	77,521円
⑫	1月あたりの食費（第4段階） ※9	55,800円（1,800円/日）				
⑬	1月あたりの居住費（第4段階） ※10	93,000円（3,000円/日）				
1月あたりの費用の合計（⑪+⑫+⑬）		205,250円	210,425円	215,972円	221,220円	226,321円

- ※1 一定の条件の下、介護福祉士を手厚く配置し、入所者の日常生活を継続支援していることによる加算
- ※2 常勤の看護師を配置し、また看護職員を手厚く配置していること等による加算
- ※3 管理栄養士による継続的な栄養管理による加算
- ※4 見守り機器を導入し、夜勤を行う職員を手厚く配置していることによる加算
- ※5 ICTや介護機器の活用による職員の負担軽減のための加算
- ※6 連携病院との情報共有のための加算
- ※7 厚生労働省へのデータへの情報提供とPDCAサイクルによるサービス実施による加算
- ※8 介護職員等の処遇改善に取り組む事業所に対する加算
- ※9 食費は外出等で欠食される場合でも、1日単位で計算されます
- ※10 外泊や入院をされた場合、「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方であっても、
上記居住費（3,000円）をお支払いいただきます。

※ 当施設利用料概算は1頁の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

初期加算		31 円/日	入所した日から30日間。30日以上入院後の再入所の場合も同様。
安全対策体制加算		21 円/日	安全対策に対する取組の実施体制のための加算（入所時1回）
外泊加算		250 円/日	入院または外泊された場合（月6日間限度）
経口移行加算		29 円/日	経管栄養の方に対し、経口移行計画及び医師の指示に基づき、管理栄養士による栄養管理及び看護職員が支援を行った場合
経口維持加算	I	406 円/月	摂食機能障害のある方に対し、経口維持計画及び医師の指示に基づき、管理栄養士が栄養管理を行った場合
	II	102 円/月	上記Iを算定している場合であって、継続的な食事摂取を支援する会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士等が参加している場合
再入所時栄養連携加算		203 円/回	医療機関に入院し、再入所時に特別食等を必要とする場合であって、医療機関の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養管理を行った場合
褥瘡マネジメント加算	I	3 円/月	褥瘡の発生を予防するために、褥瘡の発生リスクのある方に対して、定期的に評価し計画的な管理を行った場合
	II	13 円/月	上記Iの算定要件を満たしている施設において、入所時等の評価の結果、褥瘡の発生リスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がない場合
看取り介護加算	死亡日当日	1,298 円/日	医師の判断の下、終末期である利用者の看取り介護を行った場合
	死亡日前日、前々日	690 円/日	
	死亡日4日～30日前	146 円/日	
	死亡日31日～45日前	73 円/日	
若年性認知症入所者受入加算		122 円/日	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合
口腔衛生管理加算	I	92 円/月	歯科衛生士により口腔ケアを月2回以上行った場合
	II	112 円/月	上記Iの要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、必要な情報を活用している場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算		203 円/日	行動・心理症状のある認知症利用者を緊急に受け入れた場合（7日を限度）
退所時等 相談援助加算	退所前訪問相談援助加算	467 円/回	入所者の退所前に、入所者およびその家族等に対して相談援助を行った場合（入所中1～2回を限度）
	退所後訪問相談援助加算	467 円/回	入所者の退所後に、入所者およびその家族等に対して相談援助を行った場合（退所後1回を限度）
	退所時相談援助加算	406 円/回	入所者およびその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村等に必要な情報を提供した場合（入所者1人につき1回を限度）
	退所前連携加算	507 円/回	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合（入所者1人につき1回を限度）
	退所時情報提供加算	254 円/回	入所者が退所後、医療機関に入院する場合に、医療機関に入所者についての情報提供や紹介を行った場合（入所者1人につき1回を限度）

(2) 居住費・食費と段階別自己負担上限額（1日あたり）

利用者負担段階	所得区分		居住費	食費
第1段階	生活保護受給者		880円	300円
	住民税 非課税 世帯	老齢福祉年金受給者		
第2段階		年金収入等80万円以下	880円	390円
第3段階①		年金収入等80万円超120万円以下	1,370円	680円
第3段階②		年金収入等120万円超	1,470円	1,420円
第4段階	上記以外の方		3,000円	1,800円

※ 住民税非課税世帯の方については上記のとおり軽減が受けられますが、

配偶者が住民税課税者である場合や、預貯金額が一定の基準を超える場合は対象外になります。

(3) 保険給付外サービス利用料金

		利用者負担金	備 考
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	貴重品管理	1ヶ月あたり 1,000円	
	理髪・美容	実費	近隣の理髪店、美容院または移動散髪店をご利用していただいております。
	クリーニング代	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	インフルエンザ等の予防接種料等	実費	
	施設内喫茶の費用	実費	
利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用		実費	

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。

重要事項説明書別紙

【特別養護老人ホームあやめの里利用料金】 2026 年 8 月 1 日現在

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

(1) ユニット型介護老人福祉施設（1ヶ月あたりについては31日の月の概算）

●自己負担が3割（一定以上の所得のある方）

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度単位		670	740	815	886	955
加算 / 日	日常生活継続支援加算Ⅱ ※1	46				
	看護体制加算Ⅰイ ※2	6				
	栄養マネジメント強化加算 ※3	11				
	テクノロジー導入による夜勤職員配置加算Ⅱ ※4	27				
①	1日あたりの単位数	760	830	905	976	1,045
②	1月あたりの単位数（①×31）	23,560	25,730	28,055	30,256	32,395
③	生産性向上推進体制加算Ⅱ（月ごと） ※5	10				
④	協力医療機関連携加算Ⅰ（月ごと） ※6	50				
⑤	科学的介護推進体制加算（月ごと） ※7	50				
⑥	1月あたりの単位数（②+③+④+⑤）	23,670	25,840	28,165	30,366	32,505
⑦	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ（⑥×17.6%） ※8	4,165	4,547	4,957	5,344	5,720
⑧	1月あたりの単位数合計（⑥+⑦）	27,835	30,387	33,122	35,710	38,225
⑨	1月あたりの総額（⑧×10,14円）	282,246円	308,124円	335,857円	362,099円	387,601円
⑩	1月あたりで介護保険から給付される金額（⑨の7割）	197,572円	215,686円	235,099円	253,469円	271,320円
⑪	1月あたりの自己負担額（⑨-⑩）	84,674円	92,438円	100,758円	108,630円	116,281円
⑫	1月あたりの食費（第4段階） ※9	55,800円（1,800円/日）				
⑬	1月あたりの居住費（第4段階） ※10	93,000円（3,000円/日）				
1月あたりの費用の合計（⑪+⑫+⑬）		233,474円	241,238円	249,558円	257,430円	265,081円

- ※1 一定の条件の下、介護福祉士を手厚く配置し、入所者の日常生活を継続支援していることによる加算
- ※2 常勤の看護師を配置し、また看護職員を手厚く配置していること等による加算
- ※3 管理栄養士による継続的な栄養管理による加算
- ※4 見守り機器を導入し、夜勤を行う職員を手厚く配置していることによる加算
- ※5 ICTや介護機器の活用による職員の負担軽減のための加算
- ※6 連携病院との情報共有のための加算
- ※7 厚生労働省へのデータへの情報提供とPDCAサイクルによるサービス実施による加算
- ※8 介護職員等の処遇改善に取り組む事業所に対する加算
- ※9 食費は外出等で欠食される場合でも、1日単位で計算されます
- ※10 外泊や入院をされた場合、「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方であっても、
上記居住費（3,000円）をお支払いいただきます。

※ 当施設利用料概算は1頁の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

初期加算		31 円/日	入所した日から30日間。30日以上入院後の再入所の場合も同様。
安全対策体制加算		21 円/日	安全対策に対する取組の実施体制のための加算（入所時1回）
外泊加算		250 円/日	入院または外泊された場合（月6日間限度）
経口移行加算		29 円/日	経管栄養の方に対し、経口移行計画及び医師の指示に基づき、管理栄養士による栄養管理及び看護職員が支援を行った場合
経口維持加算	I	406 円/月	摂食機能障害のある方に対し、経口維持計画及び医師の指示に基づき、管理栄養士が栄養管理を行った場合
	II	102 円/月	上記Iを算定している場合であって、継続的な食事摂取を支援する会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士等が参加している場合
再入所時栄養連携加算		203 円/回	医療機関に入院し、再入所時に特別食等を必要とする場合であって、医療機関の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養管理を行った場合
褥瘡マネジメント加算	I	3 円/月	褥瘡の発生を予防するために、褥瘡の発生リスクのある方に対して、定期的に評価し計画的な管理を行った場合
	II	13 円/月	上記Iの算定要件を満たしている施設において、入所時等の評価の結果、褥瘡の発生リスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がない場合
看取り介護加算	死亡日当日	1,298 円/日	医師の判断の下、終末期である利用者の看取り介護を行った場合
	死亡日前日、前々日	690 円/日	
	死亡日4日～30日前	146 円/日	
	死亡日31日～45日前	73 円/日	
若年性認知症入所者受入加算		122 円/日	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合
口腔衛生管理加算	I	92 円/月	歯科衛生士により口腔ケアを月2回以上行った場合
	II	112 円/月	上記Iの要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、必要な情報を活用している場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算		203 円/日	行動・心理症状のある認知症利用者を緊急に受け入れた場合（7日を限度）
退所時等 相談援助加算	退所前訪問相談援助加算	467 円/回	入所者の退所前に、入所者およびその家族等に対して相談援助を行った場合（入所中1～2回を限度）
	退所後訪問相談援助加算	467 円/回	入所者の退所後に、入所者およびその家族等に対して相談援助を行った場合（退所後1回を限度）
	退所時相談援助加算	406 円/回	入所者およびその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村等に必要な情報を提供した場合（入所者1人につき1回を限度）
	退所前連携加算	507 円/回	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合（入所者1人につき1回を限度）
	退所時情報提供加算	254 円/回	入所者が退所後、医療機関に入院する場合に、医療機関に入所者についての情報提供や紹介を行った場合（入所者1人につき1回を限度）

(2) 居住費・食費と段階別自己負担上限額（1日あたり）

利用者負担段階	所得区分		居住費	食費
第1段階	生活保護受給者		880円	300円
	住民税 非課税 世帯	老齢福祉年金受給者		
第2段階		年金収入等80万円以下	880円	390円
第3段階①		年金収入等80万円超120万円以下	1,370円	680円
第3段階②		年金収入等120万円超	1,470円	1,420円
第4段階	上記以外の方		3,000円	1,800円

※ 住民税非課税世帯の方については上記のとおり軽減が受けられますが、

配偶者が住民税課税者である場合や、預貯金額が一定の基準を超える場合は対象外になります。

(3) 保険給付外サービス利用料金

		利用者負担金	備 考
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	貴重品管理	1ヶ月あたり 1,000円	
	理髪・美容	実費	近隣の理髪店、美容院または移動散髪店をご利用していただいております。
	クリーニング代	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	インフルエンザ等の予防接種料等	実費	
	施設内喫茶の費用	実費	
	利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。